

契約希望者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

澤 田 和 広

補本公示04-3第19号（令和4年3月10日）で公示した、令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」の契約希望者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

別表第1について、別紙のとおり追加する。

添付書類：別 紙

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」調達品目一覧
機雷等

番号	品名	募 集 区 分						工事に必要な許可等		秘密 保全	募集地区							
		整 備		調査 (注1)	O/H (注2)	修理 (注2)	管理 (注7)	火取法 (注4)	武等法 (注5)		十 条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期 検査	敷設前/ 後整備															
32	自走式機雷処分用弾薬（深深度型）（本体）	○ (注6)		○ (注6)		○ (注6)	○		○	○								
33	自走式機雷処分用弾薬（中深度型）（本体）	○ (注6)		○ (注6)		○ (注6)	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
34	自走式機雷処分用弾薬（深深度型）（弾頭部）	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35	自走式機雷処分用弾薬（中深度型）（弾頭部）	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

注1：機雷用部品の使用期限延伸調査及び機雷火工品、雷管の劣化調査。
 注2：構成品の修理を含む。
 注3：敷設前／後整備のみ適用する。
 注4：火取法：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をいう。
 注5：武等法：武器等製造法（昭和28年法律第145号）をいう。
 注6：「火薬類取締法」に関わる弾頭部（安全発火装置を含む）を除く事項について適用する。
 注7：技術支援等

契約希望者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

澤 田 和 広

補本公示04-3第19号(令和4年3月10日)で公示した、令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」の契約希望者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

1 調達品目等

別表第1について、別紙のとおり追加する。

添付書類：別 紙

別表第1

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」調達品目一覧
機雷等

番号	品名	募 集 区 分					工事に必要な許可等		秘密 保全	募 集 地 区								
		整 備		調 査 (注1)	O/H (注2)	修 理 (注2)	管 理 (注7)	火取法 (注4)		武等法 (注5)	十 条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期 検査	敷設前/ 後整備															
31	機雷用電池20形改			○						○			○		○			

注1：機雷用部品の使用期限延伸調査及び機雷火工品、雷管の劣化調査。

注2：構成品の修理を含む。

注3：敷設前/後整備のみ適用する。

注4：火取法：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をいう。

注5：武等法：武器等製造法（昭和28年法律第145号）をいう。

注6：「火薬類取締法」に関わる弾頭部（安全発火装置を含む）を除く事項について適用する。

注7：技術支援等

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」
の契約希望者募集要項

(代表公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」

細部は別表のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (7) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者、令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有する見込みである者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。
なお申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (8) 別表第1及び別表第2に示す機器等の検査・修理等に必要な次の施設・設備を有すること。
ア 計測器、試験装置及び所要の治工具類を有し、検査・修理等に十分な設備
イ 所要の貸付品、寄託品及び官給品の保管倉庫又は保管施設
- (9) 別表第1及び別表第2に示す機器等の検査・修理等に必要な次の体制・能力を有すること。
ア 当該機器等の製造会社である又はライセンス契約、技術援助協定等により製造会社との技術的な連携がとれる。
イ 当該機器等の検査・修理等に対応できる所要の技術者を確保できる。
ウ 当該機器等に対応した防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力
エ 労働法規に適合した安全管理体制が整備されている。
- (10) 秘密保全
別表第1及び別表第2の「秘密保全」欄に指定がなされている場合は、次の設備及び体制を有すること。
ア 「特別防衛秘密」又は「特定秘密」若しくは「秘密」に属する文書、図画及び物件を保管できる保全設備
イ 秘密保全に関する海上自衛隊の規則に準じた保全に関する自社規定を有すること。
- (11) 法令の認可
別表第1の「工事に必要な許可等」欄に指定がなされている場合は、火薬類取締法及び武器等製造法に係る所要の認可を受けている又は契約締結時まで認可を受けられること。
- (12) 下請業者への一部業務委託
別表第1及び別表第2に示す機器等の検査・修理等の一部を下請業者に委託する場合は、業務に応じて本項第8号から第11号までの項目を満たすことを

証明できること。

- (13) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してないこと及び役務の履行において知り得た情報等を関係者以外に漏えい、並びに他に利用しないこと。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号から第3号に示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去5年間における最新の同種契約実績（実績がない場合は省略可）
- (2) 第2項に規定する項目を証明する書類
- (3) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び第2項に規定する項目を証明する書類

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5665、5666）

(2) 提出期間

令和4年3月10日（木）～令和4年3月24日（木）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第6項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及

び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：別紙様式

別 表

別紙様式

〇〇. 〇〇. 〇〇

(記入例)

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

〇〇〇〇〇〇(株)

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」(補本公示04-3第19号(令和4年3月10日))について、下記のとおり応募します。

記

番号	調達品目	募集区分	募集地区
別表のとおり			

- 添付書類：1 資格審査結果通知書
2 技術資料一式

令和4年度～令和6年度「機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等」 調達品目一覧
機雷等

番号	品名	募集区分						工事に必要な許可等		秘密保全	募集地区							
		整備		調査 (注1)	O/H (注2)	修理 (注2)	管理 (注7)	火取法 (注4)	武等法 (注5)		十 条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期 検査	敷設前/ 後整備															
1	K-15BW機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	(注3)								
2	K-17Y機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	K-18W機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	(注3)	○	○	○	○	○	○	○	
4	K-19W機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	(注3)	○	○	○	○	○	○	○	
5	K-25Y機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	(注3)	○	○	○	○	○	○	○	
6	MK52/55(N)機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	MK52/55(N)Y機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	MK55B機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	MK57W機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	(注3)	○	○	○	○	○	○	○	
10	15式機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	80式機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	83式機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	91式機雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	機雷改修キット1形系機雷 (MK25B、MK36B、K-16B、K-24B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	機雷改修キット2形系機雷 (MK25C、MK36C、K-16C、K-24C)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	処分用爆雷5形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	処分用爆雷6形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	処分用爆雷7形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	機雷用アーミング装置 (石川製作所製)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	機雷用アーミング装置 (JMUテ'イフェンシステムズ'株製)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	爆雷用アーミング装置 (JMUテ'イフェンシステムズ'株製)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	水中処分用訓練機雷2形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	処分具用係維索切断器3形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	処分具用係維索切断器4形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	自走式機雷処分用弾薬(本体)	○ (注6)	○	○ (注6)	○	○ (注6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	自走式機雷処分用弾薬(弾頭部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	爆雷用発火装置6形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	爆雷用制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29	処分具用切断器アーミング装置 (JMUテ'イフェンシステムズ'株製)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	処分具用係維索切断器用制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1：機雷用部品の使用期限延伸調査及び機雷火工品、雷管の劣化調査。

注2：構成品の修理を含む。

注3：敷設前/後整備のみ適用する。

注4：火取法：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をいう。

注5：武等法：武器等製造法（昭和28年法律第145号）をいう。

注6：「火薬類取締法」に関わる弾頭部（安全発火装置を含む）を除く事項について適用する。

注7：技術支援等

機雷整備用器材（1／3）

番号	機器名	募集区分				秘密 保全	募集地区							
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
1	機雷改修キット1型試験器	○	○	○	○		○				○			○
2	機雷用試験器41型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
3	機雷用試験器45形	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○
4	機雷用試験器46形	○	○	○	○		○	○	○		○			
5	機雷用試験器47形	○	○	○	○		○				○			○
6	機雷用試験器54型改1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
7	機雷用試験器54型改2	○	○	○	○		○	○			○			
8	機雷用試験器55型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
9	機雷用試験器57型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
10	機雷用試験器60型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
11	機雷用試験器61型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
12	機雷用試験器62型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
13	機雷用試験器63型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
14	機雷用試験器64型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
15	機雷用試験器65型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
16	機雷用試験器66型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
17	機雷用試験器67型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	機雷用試験器68型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
19	機雷用試験器69型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
20	K-17Y機雷用整備用器材	○	○	○	○		○		○		○			
21	K-19W機雷用整備用器材	○	○	○	○		○	○	○		○			
22	MK55B機雷用試験器	○	○	○	○		○				○			○
23	80式機雷用試験器 (80式機雷整備用器材)	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(1)	機雷用試験器81型	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(2)	機雷用試験器82型	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(3)	機雷用試験器83型	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(4)	機雷用試験器84型	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(5)	機雷用試験器85型	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(6)	機雷用試験器86型	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
(7)	加圧装置	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(8)	傾斜装置	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(9)	静電容量計	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(10)	絶縁抵抗計	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
(11)	機雷用試験器48形	○	○	○	○		○		○	○	○	○		

機雷整備用器材 (2 / 3)

番号	機器名	募集区分				秘密 保全	募集地区									
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸		
(12)	80式機雷用調整要具	○	○	○	○		○		○	○	○					
24	83式機雷用試験器 (83式機雷整備用器材)	○	○	○	○		○			○	○	○				
(1)	機雷用試験器43型-1	○	○	○	○		○			○	○	○				
(2)	機雷用試験器43型-2	○	○	○	○		○			○	○	○				
(3)	機雷用試験器43型-3	○	○	○	○		○			○	○	○				
(4)	機雷用試験器43型-4	○	○	○	○		○			○	○	○				
(5)	機雷用試験器43型-3-1形	○	○	○	○		○			○	○	○				
(6)	83式機雷用調整要具	○	○	○	○		○			○	○	○				
25	91式機雷用試験器 (91式機雷整備用器材)	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(1)	送受波器2形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(2)	送受信器1形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(3)	機雷用姿勢センサ試験器	○	○	○	○		○					○	○	○		
(4)	機雷用姿勢センサ試験器(改修2形)	○	○	○	○		○					○				○
(5)	深度検知器2形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(6)	方位計1形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(7)	傾斜計1形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(8)	接続箱2形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(9)	送受波器2形試験器改1	○	○	○	○		○					○	○			○
(10)	送受波器2形試験器改2	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(11)	送受信器1形試験器改1	○	○	○	○		○					○	○			○
(12)	送受信器1形試験器改2	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(13)	アーミング装置5形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(14)	アーミング装置5形試験器改1	○	○	○	○		○					○	○			
(15)	操舵装置1形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(16)	操舵装置1形試験器改1	○	○	○	○		○					○	○			
(17)	磁気検知器1形試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(18)	磁気検知器1形試験器改1	○	○	○	○		○					○	○			○
(19)	磁気検知器1形試験器改2	○	○	○	○		○					○	○	○	○	
(20)	総合作動試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(21)	総合作動試験器改1	○	○	○	○		○					○	○			○
(22)	総合作動試験器改2	○	○	○	○		○					○	○	○		
(23)	機雷調定器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○
(24)	機雷調定器改1	○	○	○	○		○					○	○	○		○
(25)	気密試験器	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○

機雷整備用器材 (3 / 3)

番号	機器名	募集区分				秘密 保全	募集地区							
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
(26)	電流電圧測定器	○	○	○	○		○				○	○		○
(27)	電流電圧測定器改1	○	○	○	○		○				○	○		○
(28)	電流電圧測定器改2	○	○	○	○		○				○	○	○	
(29)	ブリッジ抵抗測定器	○	○	○	○		○				○	○		○
(30)	ブリッジ抵抗測定器改1	○	○	○	○		○				○	○		○
(31)	ブリッジ抵抗測定器改2	○	○	○	○		○				○	○	○	
(32)	機雷用加圧装置	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(33)	缶体頭部組立台車	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(34)	缶体尾部組立台車	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(35)	缶体組立台車	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(36)	係維器組立台車	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(37)	機雷運搬台車	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(38)	降下装置組立台車	○	○	○	○		○				○		○	○
(39)	調整用具 (専用工具)	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(40)	調整用具 (汎用工具)	○	○	○	○		○				○	○	○	○
(41)	91式機雷総合作動試験器改2 (15対応)	○	○	○	○		○				○	○		
(42)	作動確認試験器 (15対応)	○	○	○	○		○				○	○		
(43)	調定器 (15対応)	○	○	○	○		○				○	○		
(44)	機雷用気密試験器 (15対応)	○	○	○	○		○				○	○		
26	処分用爆雷試験器2形	○	○	○	○		○	○			○	○		
27	機雷用記録装置5型	○	○	○	○		○	○			○			
28	溶解片試験器	○	○	○	○		○	○			○			○
29	試験器水圧分離器用	○	○	○	○		○	○			○	○		○
30	訓練機雷用記録装置3型	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
(1)	再生器本体	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	記録装置本体	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
31	訓練機雷用記録装置3型改1	○	○	○	○		○				○			○
(1)	再生器本体	○	○	○	○		○				○			○
(2)	記録装置本体	○	○	○	○		○				○			○
32	自走式機雷処分用弾薬試験器	○	○	○	○		○	○			○			
33	溶解片投入要具	○	○	○	○		○	○			○			
34	K-25Y機雷 艦上装置	○	○	○	○		○	○			○			
35	機雷用加圧装置	○	○	○	○		○				○			○

注1：技術支援等